⑺　Time-limit for tender：13：30　13 February, 2018

⑻　Contact point for the notice：Nobuhiro Hori, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―33 Sunport Takamatsu City, Kagawa-pref 760―8554 Japan. TEL 087―811―8304

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年12月18日

分任支出負担行為担当官　近畿地方整備局
福井河川国道事務所長　中村　圭吾

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　18

1　調達内容

⑴　品目分類番号　15、29

⑵　調達件名及び数量　福井河川国道事務所電気通信施設保守業務　一式（電子調達システム対象案件）

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書等による。

⑷　履行期間　平成30年４月１日から平成31年３月31日

⑸　履行場所　福井県福井市花堂南２―14―７（福井河川国道事務所管内）

⑹　入札方法　落札者の決定は、総合評価方式をもって行うので、総合評価のための性能・機能・技術能力等に関する書類を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。

詳細は入札説明書による。

⑺　電子調達システムの利用　本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の近畿地域又は東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、当該資格に係る申請については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年３月31日付官報）に記載されている申請受付窓口（近畿地方整備局総務部契約課ほか）にて随時受け付けている。

⑶　平成15年度以降に、下記２⑶㋐に示す機関等が発注した、下記２⑶㋑に示す設備に係わる保守又は点検業務において、受注者として業務を完了（平成30年３月31日までに完了見込みを含む）し、その履行実績を証明したものであること。

なお、履行実績は建設業法上の建設工事のうち、「電気工事」又は「電気通信工事」の施工実績、製造実績をもって代えることが出来る。

㋐　発注機関等は次の①から⑤のいずれかに該当する機関等とする。

①　国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む）

②　地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関）

③　地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社、及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社又は、地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられるもの）

（上記①から③の機関が発注した業務の場合は再委託でもよい。）

④　民間企業

⑤　公益法人（一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月１日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人））

㋑　対象設備は、本業務における特記仕様書の設備一覧表のうちいずれか１つの点検設備項目とする。なお、設備項目は「電気通信施設点検基準（案）」によるものとするが、同基準の個別点検における以下の項目は除くものとする。

項目22センサ、項目23付属設備、項目24電子応用共通機器、項目35負荷設備、項目38地下タンク設備及び項目41環境点検

⑷　本業務の配置予定管理技術者は、平成30年１月17日の時点で次の①から⑨のいずれか一つの条件並びに契約締結時点で⑩から⑫の条件を満すこと。なお、業務経験は、電気通信施設点検基準（案）によるいずれか１つの設備の保守又は点検業務（再委託の実績含む）の実績又は建設業法上の建設工事のうち「電気工事」又は「電信気通工事」の施工実績、製造実績とする。

①　学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校もしくはこれらに相当する外国の学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科もしくはこれらに相当する外国の学科を修めた者、もしくは専修学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修め、専門士もしくは高度専門士と称する者で、卒業後３年以上の業務経験を有する者。

②　学校教育法による高等学校、専修学校もしくはこれらに相当する外国の学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科もしくはこれらに相当する外国の学科を修めた者で、卒業後５年以上の業務経験を有する者。

③　上記①及び②以外の者で、７年以上の業務経験を有する者。

④　第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を有し、業務経験が３年以上ある者。

⑤　第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者、第三種電気主任技術者のいずれかの資格を有し、業務経験が３年以上ある者。

⑥　第二種電気工事士の資格を有し、業務経験が３年以上ある者。

⑦　技術士（総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る））、技術士（電気電子部門）のいずれかの資格を有する者。

⑧　一級電気工事施工管理技士、二級電気工事施工管理技士のいずれかの資格を有する者。

⑨　第一種電気工事士の資格を有する者。

⑩　配置予定管理技術者の常駐場所が近畿地方整備局管内の府県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）のいずれかにあること。

⑪　配置予定管理技術者は、国土交通省発注の他の保守業務、点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務することができる。

なお、兼務する場合は、契約締結時点の手持ち業務量（電気通信施設の保守業務、点検業務及び運転監視業務の当初契約金額の合計をいう。）は、２億円未満かつ５件以下であること（本業務を含み、契約済み及び特定後未契約のものを含む）。

配置予定管理技術者は、複数申請できるものとする。

⑫　配置予定管理技術者は入札参加希望者との間で直接的かつ恒常的な雇用関係（下記３⑸の受領期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

⑸　証明書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑹　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

⑺　分任支出負担行為担当官から入札説明書の交付を受けた者であること。